

## ハラスメント防止宣言

公益社団法人日本環境教育フォーラム（以下、「JEEF」といいます。）は、すべての職員の尊厳が守られ、ハラスメントのない健全な職場環境の確保に取り組みます。

JEEF が禁じるハラスメントには、以下のようない行為があります。

### （1）パワーハラスメント

パワーハラスメントとは、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職場環境を害する行為をいいます。

### （2）セクシュアルハラスメント

セクシュアルハラスメントとは、職場において行われる、職員の意に反する「性的な言動」に対する職員の対応により、その職員の労働条件について不利益を与えたり、「性的な言動」により他の職員の就業環境を害することをいいます。

### （3）妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントは、マタニティハラスメントとも呼ばれます  
が、職場において行われる上司・同僚からの言動（妊娠・出産したこと、育児休業等の利用に  
関する言動）により、妊娠・出産した「女性職員」や育児休業等を申出・取得した「男女職  
員」の就業環境を害することをいいます。

JEEF は、正規職員のみならず、臨時職員・契約職員・派遣従業員など JEEF において働くす  
べての方（以下、「職員等」といいます。）に対するハラスメントを許さないことを宣言する  
と共に、JEEF 会員を始めとする JEEF 関係者の方々に対してもこのような行為を行わないよう  
指導してまいります。

JEEF は、職場におけるハラスメントに関する相談窓口を設置し、相談を受けた場合は事実関  
係を迅速かつ正確に確認し、事実が確認できた場合には被害者に対する配慮のための措置等を  
取ると共に、ハラスメントの行為者に対しては、職員就業規程等関係規程に基づき厳正に処分  
を行います。また、適切な再発防止策を講じてまいります。さらに、JEEF を挙げてハラスメン  
トのない職場環境作りを進めるため、職員等に対する啓発、研修等を行ってまいります。

2023 年 9 月 29 日 公益社団法人日本環境教育フォーラム  
理事長 阿部 治